

社会福祉法人遠江学園 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人遠江学園（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員、役員（理事及び監事）、及び評議員選任・解任委員（以下「非常勤役員等」とする。）の報酬の支給について定めるものとする。

(職務の種類)

第2条 次の職務についたときは、報酬を支給する。

- (1) 評議員が法人定時評議員会及び評議員会に出席した場合
- (2) 理事が法人理事会、法人定時評議員会及び評議員会（以下「理事会等」という。）に出席した場合
- (3) 監事が監事監査、理事会等に出席した場合
- (4) 役員等が、法人の要請で、各種研修に参加した場合
- (5) その他、理事長が必要と認めた場合

(報酬等の支給)

第3条 非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 役員（理事及び監事）の報酬については、総額400,000円を超えない範囲でそれぞれの金額を次のとおり定める。

[金額設定]

理事報酬等の金額	290,000 円
監事報酬等の金額	110,000 円
合 計	400,000 円

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額（源泉徴収税控除後の金額とする。）
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、法人旅費規程に基づき、支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の基準として公表する。

附 則

1 この規程の改正は、平成29年度定時評議員会から、施行する。

附 則

1 社会福祉法人遠江学園役員等の報酬並びに費用弁償支給規程(平成20年10月1日)は廃止する。

附 則(令和3年3月24日改正)

1 この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(3) 監事

	日額
監事監査及び理事会等への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(4) 評議員選任・解任委員

	日額
評議員選任・解任委員会等への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円